

一般社団法人全国畜産経営安定基金協会定款

昭和51.9.1 制定

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人全国畜産経営安定基金協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 この協会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この協会は、農業協同組合及び農業協同組合連合会（以下「農協等」という。）が行う畜産経営安定長期平均払事業（以下「平均払事業」という。）の円滑な実施の促進を図る等、畜産経営の安定的発展及び我が国たん白食料の安定的供給の確保に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 平均払事業に係る損失の補償、必要原資の融通、平均払事業促進のための助成
 - (2) その他前条の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この協会の会員は、入会預り金会員及び会費会員とする。

- 2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という)上の社員とする。

(入会)

第6条 この協会の会員になろうとする者は、協会が別に定める入会申込書を提出して申し込むものとする。

- 2 入会は会員総会において別に定める手続きにより、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(会費)

第7条 会費会員は、会員総会で別に定める会費を納入しなければならない。

2 納入した会費は、退会の場合においても、これを返還しない。

(入会預り金)

第8条 入会預り金会員は、入会預り金1口以上を預けなければならない。

2 入会預り金1口の金額は、10万円とし、全額一時払込みとする。

3 入会預り金会員は、入会預り金の払込みについて、相殺をもって協会に対抗することができない。

4 入会預り金会員が退会し、入会預り金の払戻し請求があったときは、入会預り金を払い戻すものとする。ただし、退会するときから1年を経過したときは、この限りでない。

5 協会は、退会した入会預り金会員が協会に対して支払うべき債務があるときは、その債務と前項の規定により払い戻すべき額とを相殺することができる。

(届出)

第9条 会員は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく、その旨を協会に届け出なければならない。

(1) 会員たる資格を失ったとき。

(2) 名称又は主たる事務所の所在地に変更があったとき。

(3) 独立行政法人農畜産業振興機構以外の法人にあっては、定款並びに代表権を有する者の氏名又は住所に変更があったとき。

(4) 入会預り金会員が他の入会預り金会員と合併したとき。

2 会員は、あらかじめ会員の代表者としてその権利を行使する者を協会に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(任意退会)

第10条 会員は、協会が定める様式の退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 退会する場合、会員は、6月前までに書面をもって協会に予告し、当該事業年度の終わりにおいて退会する。ただし、協会と損失補償契約を締結している会員であって、その契約期間が満了していないものについては、この限りでない。

(除名)

第11条 協会は、会員が次の各号の一に該当するときは、会員総会の議決を経てこれを除名することができる。この場合には、協会は会員総会の開催日の10日前までに、その会員に対して、その旨を書面をもって通知し、かつ、会員総会において弁明する機会を与えなければならない。

(1) 協会の定款、業務方法書又は規程に違反したとき。

(2) 協会の業務を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき。

2 協会は、除名の議決があったときは、その理由を明らかにした書面をもって、これをその会員に通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格

を喪失する。

- (1) 総会員が同意したとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 会員総会

(構成)

第13条 会員総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の会員総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事(以下「役員」という)の選任又は解任
- (3) 役員報酬等の額及び支給基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定めた事項

(開催)

第15条 会員総会は、定時会員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、臨時会員総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 会員総会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは副理事長が招集する。

3 総会員の議決権の5分の1以上に当たる議決権を有する会員は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を代表理事に提出して会員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 会員総会の議長は、出席した会員のうちから選任された者又は代表理事とする。

(議決権)

第18条 会員は、各1個の議決権を有する。

(決議)

第19条 会員総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更

- (4) 解散
 - (5) 長期借入金の限度額
 - (6) その他法令で定められた事項
- 3 役員を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。
 - 4 会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面をもって、又は他の会員を代理人として議決権を行使することができる。この場合において前3項の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。
- 3 議事録は、主たる事務所に備え付けておかななければならない。

第5章 役員等

(役員の設定)

第21条 協会に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
 - (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長とする。
 - 3 前項の理事長及び副理事長をもって法人法に規定する代表理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事はこの協会又は協会の子法人の理事又は使用人を兼ねることができない
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人若しくは職員である者である理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長及び副理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この協会を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長及び副理事長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成

する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この協会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとし、増員により選任された理事の任期は、他の理事の任期の残任期間と同一とする。

- 4 理事又は監事は、第21条に定める定員に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 役員は、会員総会の決議によって解任することができる。

この場合には、協会はその会員総会の開催日の10日前までに、その役員に対してその旨を書面をもって通知し、かつ、会員総会において弁明する機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第27条 理事又は監事は、無報酬とする。ただし、代表理事には、会員総会で定める総額の範囲内で、報酬を払うことができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(損害賠償責任の一部免除)

第28条 この協会は、役員が法人法第111条第1項の損害賠償責任について、同法第114条第1項の規定により、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この協会は、外部役員との間で、法人法第111条第1項の損害賠償責任について、同法第115条第1項の規定により、理事会の決議によって、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

(会長)

第29条 この協会に会長を置くことができる。

- 2 会長は、理事会において任期を定め、たうえで選任する。
- 3 会長は、無報酬とする。
- 4 会長は、理事長の諮問に応え、理事長に対して意見を述べることができる。

第6章 理事会

(理事会)

第30条 この協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長の選定及び解職
- (4) その他理事会において必要と認めた事項

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは副理事長が招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長とする。

2 理事長が欠けたときは副理事長を議長とする。

(決議等)

第34条 理事会の議事は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が当該提案について書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

3 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

4 前項の規定は、第23条第3項に規定する報告については適用しない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事長、副理事長及び監事は、議事録に署名又は記名押印する。

ただし、代表理事の変更を行う理事会については、他の出席した理事全員も署名又は記名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産及び会計の管理)

第36条 この協会の資産及び会計の管理は、理事会で別に定める。

(事業年度)

第37条 この協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この協会の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事

長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 この協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て定時会員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第4号の書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の書類のほか、主たる事務所に監査報告書を5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 この協会は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 この協会が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の分配)

第43条 この協会は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 この協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

第10章 事務局

(事務局)

第45条 この協会に事務局を置き、職員の任免は理事長が行う。

- 2 事務局の組織及び事務の運営上必要な細則は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第 11 章 業務の執行

(業務方法書)

第 46 条 協会は、業務方法書をもって、次に掲げる事項を規定するものとする。

- (1) 平均払事業に係る損失補償契約に関すること。
- (2) 平均払事業に係る仮払原資の融通に関すること。
- (3) 平均払事業に係る助成に関すること。
- (4) 業務の委託に関すること。
- (5) その他業務の運営に関する重要事項

- 2 業務方法書の制定及び変更は、会員総会の議決を経て行うものとする。

附 則

- 1 この定款の変更は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記日から施行する。
- 2 この協会の最初の代表理事(理事長)は、木下明文、代表理事(副理事長)は、中山篤行とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは第 37 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款の変更は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。